

北広島町まちづくり基本条例

解説書

～目次～

前文

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 情報の共有（第5条－第10条）

第3章 住民参加

第1節 住民参加の権利と役割（第11条－第13条）

第2節 住民参加の基本原則（第14条－第18条）

第3節 住民投票（第19条）

第4章 住民自治のしくみ

第1節 住民自治（第20条－第22条）

第2節 地域自治組織（第23条・第24条）

第5章 町議会の役割と責務（第25条・第26条）

第6章 町の執行機関の役割と責務

第1節 町の執行機関の責務（第27条－第31条）

第2節 町の執行機関の事務の遂行（第32条－第35条）

第3節 財務（第36条－第40条）

第4節 評価（第41条）

第7章 自治体連携等（第42条－第44条）

第8章 条例の見直し（第45条）

平成29年11月

北広島町

(前文)

北広島町は、源流域の自然（源流・川、動植物、地形等）と田園文化（歴史、郷土芸能、教育、まちづくり活動等）に代表される資源があり、さらに、中国地方の中央に位置し、東西（近畿・九州）、南北（山陽・山陰）の高速交通体系の結節点としての重要な役割を担いながら発展してきた。

わたしたちは、新しい時代の流れを見据える時、人権を尊重し、心豊かな人づくりを行いながら、地域の資源を生かして、暮らしの安心と美しい自然を守っていきける、住み良い北広島町を創ることを決意した。

新しい北広島町を創り上げるためには、住民と町が支え合う官民協働と自分たちの地域は自分たちで治めていくとする住民自治の発展が必要である。

ここに、北広島町は、住民と町の権利や責務を明らかにし、人づくり・協働のまちづくりを進めていくため、まちづくり基本条例を制定する。

【解説】

- まちづくり基本条例をできるだけ分かりやすく表現するために、北広島町の地理的・歴史的背景、目指すべき姿及び住民と町が一体となったまちづくりの推進等、まちづくり基本条例を制定する意義・決意を盛り込んだ前文を置いています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、北広島町におけるまちづくりの基本的な事項を定め、住民と町の権利や責務を明らかにし、住民自治のしくみを制度として定め、北広島町の自治とまちづくりの実現を図ることを目的とする。

【解説】

○まちづくりを推進するにあたっての基本的な事項をルールとして定めるとともに、住民の権利や町の責務などを明らかにして、自助・自律（立）・共助・公助のまちづくりを基本理念に、住民が主体の自治の実現を図ることを目的としています。

(用語の定義)

第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 住民 町内に在住、在勤又は在学する個人と町内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 町 町議会と町の執行機関を含めた地方公共団体をいう。
- (3) 町議会 立法を主たる目的とする審議・議決機能を持ち、北広島町の意味を決定する機関をいう。
- (4) 町の執行機関 北広島町の行政事務を管理執行する機関をいう。
- (5) 協働 住民と町又は住民同士や各種団体がそれぞれに果たさなければならない責任と役割を認識し、互いに補い合い、協力することをいう。

【解説】

- 条例中の言葉の意味をあらかじめ定め、解釈上の疑義をなくすために定めています。
- 第1号の住民とは、町内に住所を有する者、町内で働く者、就学する者、活動する者（個人、法人又はその他の団体）をいいます。
- 第2号の町とは、町議会と町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会等からなる町の執行機関をいいます。
- 第5号の協働とは、住民と町が互いの立場を理解し、尊重しながら、対等な立場でそれぞれの責任と役割を認識し、同じ目的達成のために協力しあうことをいいます。住民は過度な町依存に、町は町主導にならないようにするとともに、責任を押しつけあうことなく、協力してまちづくりに努めることが求められます。

(まちづくりの基本原則)

第3条 住民と町は、次に掲げる基本原則によりまちづくりを行う。

- (1) 住民は、まちづくりに関する情報を共有する権利を持つ。
- (2) 住民は、まちづくりに参加する権利を持つ。
- (3) まちづくりは、情報公開と参加により進めていく。
- (4) まちづくりは、住民と町がお互いに支え合いながら行う。
- (5) まちづくりは、住民と町が協働して行う。
- (6) まちづくりの評価を常に行い、将来に生かしていく。

【解説】

- 第1号では、まちづくりを進めるにあたり、町政に関する情報について、お互いに共有することが前提になることを定めています。そのためには、町政情報を適切な時期にわかりやすく提供することが重要であることを定めています。
- 第2号、第3号では、町が町政運営やまちづくりを行うときに、住民が主体的に参加できる機会を積極的に設けるよう努力することを定めています。
- 第4号、第5号では、協働のまちづくりを推進していくために、住民と町が対等のパートナーとして、町政、地域の課題等の解決及び活性化について協力して取り組むことを定めています。
- 第6号では、住民と町がまちづくりに関して協働で取り組む事業等について、客観的な評価を行うことを定めています。
- これらの基本原則に基づいた個別の考え方や取り組みについては、次条以降に定めています。

(この条例の位置付け)

第4条 この条例は、まちづくりの基本を定めるものであり、住民と町は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 町は、他の条例、規則などの制定や改廃にあたっては、この条例の趣旨を踏まえ、整合性を図らなければならない。

【解説】

- まちづくり基本条例と他の条例との間に優劣の関係はありませんが、北広島町におけるまちづくりの基本的なルールを示しているため、他の条例等は、まちづくり基本条例の趣旨を最大限に尊重して、整合性を図らなければなりません。

第2章 情報の共有

(情報共有の原則)

第5条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、住民がまちづくりについての情報を共有することを基本に進めなければならない。

2 町は、住民自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、町政全般についての情報を速やかに住民と共有するように努めなければならない。

【解説】

○住民と町が一体となってそれぞれの役割を果たすためには、お互いが持っているまちづくりに関する情報を共有することが不可欠です。

○住民がまちづくりの主体として町政に参加するために、町は住民の求めに応じて情報を提供するだけでなく、自らも積極的に分かりやすい情報を迅速に発信していくよう努力する必要があります。

⇒・広報紙、きたひろネット、ホームページ、区長文書、懇談会など様々な方法を活用して、わかりやすく情報を提供します。

・「北広島町情報公開条例」に基づき情報公開を進めます。

・個人情報を含む情報については、「北広島町個人情報保護条例」に基づき、個人の権利や利益を侵害しないよう十分に配慮します。

(情報への権利)

第6条 住民は、法令で制限される場合を除いて町に対し、町の持っている情報の提供を要求し、取得する権利を持つ。

【解説】

○住民の知る権利を規定しており、町が保有する公文書を公開しなければなりません。公文書とは、職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録)をいいます。

⇒・「北広島町情報公開条例」に基づき情報公開を進めます。

・個人情報を含む情報については、「北広島町個人情報保護条例」に基づき、個人の権利や利益を侵害しないよう十分に配慮します。

(意思決定過程の情報共有)

第7条 町は、住民に対し、町政についての意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない。

2 町は、審議会や附属機関の会議を、原則として公開しなければならない。

【解説】

○「行政の透明性の確保」を恒常的な姿とすることが求められています。

○意思決定の過程とは、「どのような考え方にに基づき」「どのような議論を踏まえ」「どのように考え」「どの時点で判断したか」等の政策決定の過程をいい、これらの経過を町民に説明する責務＝説明責任があり、町は積極的に公表、公開、説明等を行うよう定めています。

⇒・住民に身近で影響のある情報について、広報紙、きたひろネット、ホームページ、区長文書など様々な方法を活用して、わかりやすく知らせます。

・特に第15条及び第18条に規定する総合計画の策定及びまちづくりについての重要な条例の制定又は改廃など、住民に大きく影響する意思決定については、その過程を随時公表するとともに、意見公募（パブリックコメント）などにより住民意見を求めます。

・審議会や付属機関の会議は原則公開としますが、個人情報を含む会議については、非公開となる場合があります。

・その他の情報については、必要に応じて適時公開するとともに、「北広島町情報公開条例」に基づき情報公開を進めます。

（情報共有のための制度）

第8条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めなければならない。

（1） 町の仕事に関する情報を分かりやすく提供する制度

（2） 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度

（3） 住民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度

【解説】

○住民とのまちづくりを推進するため、情報公開条例をその根拠として、情報共有を進めるための手続きの明確化について定めています。

⇒・広報紙、きたひろネット、ホームページ、区長文書、懇談会など様々な方法を活用して、わかりやすく情報を提供します。

・「北広島町情報公開条例」に基づき情報公開を進めます。

・町政懇談会、まちづくり意見箱、町長対話室、出前講座、意見公募（パブリックコメント）などにより、広く住民の意見を求め、まちづくりに反映します。

（情報の収集及び管理）

第9条 町は、町政運営に必要な情報の収集に努めなければならない。

2 町は、その持っている情報を適正に管理しなければならない。

【解説】

○町政運営に必要な情報の収集とは、その時々に応じた的確な情報収集はもちろんのこと、

北広島町の将来を見据えて、町内情報や町外情報など、社会経済情勢に応じて広く積極的に収集することをいいます。よって、常に社会経済情勢を広くとらえる視点が必要不可欠となります。

○収集した情報は、文書の私物化排除、即時検索性や他者検索性の向上を柱に、適正に管理する必要があります。

⇒・情報の管理については、情報公開や個人情報保護に関する規定に基づくとともに、「北広島町文書事務取扱規程」に基づき適正に管理します。

(個人情報の保護)

第10条 町は、個人情報の収集、利用、提供及び管理などにおいて、個人の権利と利益が侵害されることのないように必要な措置をとらなければならない。

【解説】

○住民等に対して積極的に情報を公開・共有することにより、まちづくりの推進を行うこととしていますが、町が保有する個人の情報等については、個人の権利及び利益が侵害されないよう努めます。

⇒・個人情報を含む情報については、「北広島町個人情報保護条例」に基づき、適正に保護します。

第3章 住民参加

第1節 住民参加の権利と役割

(まちづくりに参加する権利)

第11条 住民は、北広島町の将来を担うまちづくりの主体者であり、まちづくりを行う権利を有する。

2 この権利は、住民の基本的な権利であり、住民は、国籍、民族、性別、年齢、社会的・経済的環境などにかかわらず、平等な立場で、まちづくりに参加するものとする。

【解説】

- 住民のまちづくりへの主体的な参加権を明らかにしています。ただし、参加への強制がなされることなく、機会均等の参加を保障されることが重要です。
- まちづくりへの参加においては、等しく参加する権利を保障し、住民が互いに対等の立場であることを定めています。

(まちづくりの参加における住民の役割)

第12条 住民は、まちづくりの主体者であることを自覚し、総合的立場に立ち、まちづくりに参加するものとする。

2 住民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを自覚して、積極的にまちづくりに参加するものとする。

3 住民は、様々な主体のまちづくり活動が自治を育てるということを認識して、互いの活動を尊重し、認め合いながらまちづくりに参加するものとする。

【解説】

- まちづくりの主体は住民であり、私的な利害関係にとらわれることなく公共性を尊重し、住民自身がまちづくりの担い手であるという自覚を持ってまちづくりに参加していくことが必要です。
- まちづくりへの参加は、住民の直接の責務ではありませんが、さまざまな形でまちづくりに主体的にかかわることが、住民自らの自治や権利の拡充につながることを定めています。
- まちづくりにかかわる様々な主体が行う活動を、お互いが批判することなく尊重し、認め合い、連携の可能性を常に模索していくことなど、まちづくりの主体として責任を持って行動することが真の住民自治を確立させます。

(まちづくりの参加における町の責務)

第13条 町は、まちづくりを行う住民の自主性と自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的・経済的環境などにかかわらず、様々

な主体がまちづくりに果たす役割を重視して、権利の保障と拡大に努めなければならない。

【解説】

○住民の行うまちづくりの活動は、あくまでも自主性、自立性が尊重されるべきです。町は様々な主体の行うまちづくりの活動を尊重し、その権利の保障と拡大に努める必要があります。

第2節 住民参加の基本原則

(住民参加の原則)

第14条 町は、企画立案、実施や評価のそれぞれの過程において、住民参加の推進に努めなければならない。

【解説】

○町の基本的な施策を定める方針や計画の策定、住民の権利義務等に重大な影響を及ぼすような条例の制定を行う場合において、住民に等しく参加の機会を保障することを定めています。

- ⇒・特に第15条、第16条及び第18条に規定する重要な計画策定や条例制定等については、規定の趣旨に基づき住民の参加に努めます。
- ・また、意思決定の過程についても、第7条の規定に基づき情報の公開を行い、情報共有に努めます。

(計画策定における住民参加の原則)

第15条 町は、住民参加のもと、基本構想やこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 町は、総合計画について、評価に基づいた進行管理に努め、住民参加のもとで見直しを行うよう努めなければならない。

【解説】

○町の基本的な施策を定める計画の策定や評価及び変更を行う場合において、まちづくりの主体者である住民の参加のもとで行うことを定めています。

- ⇒・ここでいう総合計画とは、長期総合計画や総合戦略などの総合的な計画のことをいいます。
- ・総合計画の策定については、住民及び学識経験者等で構成する「北広島町まちづくり総合委員会」へ諮問し、策定及び見直しすることを想定していますが、公聴会やワークショップの開催、意見公募（パブリックコメント）などにより住民参加を促進します。
- ・評価及び見直しについては、数値的な評価を行うための重要業績評価指標（K

P1) による評価と住民意見により評価し、必要に応じて実施計画等の見直しを行います。

(計画策定における住民参加の手続)

第 16 条 町の執行機関は、総合計画をはじめとする重要な計画の策定に際しては、その手続を公表し、住民に意見を求めるよう努めなければならない。

2 町の執行機関は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、住民に意見を求めなければならない。

3 町の執行機関は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果とその理由を付けて公表しなければならない。

【解説】

○町の基本的な施策を定める計画の策定を行う場合において、まちづくりの主体者である住民の意見を求めることを定めています。

- ⇒・ここでいう重要な計画とは、議会基本条例第 8 条に規定する基本構想、基本計画や住民参加による審議会等の検討を経て策定される計画を想定しています。
- ・計画策定の過程において、第 7 条の規定に基づき情報の公開を行い、情報共有に努めます。
- ・住民に意見を求める機会については、情報公開を行うとともに公聴会やワークショップの開催、意見公募(パブリックコメント)などにより意見を求めます。
- ・提出された意見の扱いについては、ホームページ等で公表します。

(審議会等への住民参加)

第 17 条 町の執行機関は、審議会その他の附属機関の委員に、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

【解説】

○町の執行機関が設置する審議会その他の附属機関の委員を選任する場合には、委員構成について同じ人に偏ることがないようにし、また、住民から公募の委員を加えるよう努めることを定めています。

○公募の委員の選出にあたっては、幅広い分野、年齢層等に配慮しながら、選出の根拠等の透明性を確保することが求められます。

- ⇒・公募の方法や在り方については、専門的な知識と経験を有する委員で構成される審議会等があることから、全ての審議会等について公募委員を加えることは想定していません。
- ・公募委員を加えるよう努めますが、審議会等の目的や性質に基づき、公募委員の必要性を判断します。

(条例制定における住民参加の手續)

第 18 条 町は、まちづくりについての重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次の項目に該当する場合を除き、住民の参加を図るよう努めなければならない。

(1) 関係法令などの制定改廃に基づくもので、条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合

(2) 用語の変更など簡易な改正で、実質的な変更を伴わない場合

(3) 前 2 号に準じた制定改廃の場合

2 町は、前項の条例の制定・改廃案を議会に提案しようとするときは、あらかじめ制定・改廃案を公表し、意見を求めなければならない。

3 町は前項の規定により提出された意見について、採否の結果とその理由を付けて公表しなければならない。

【解説】

○まちづくりについての重要な条例の制定や改廃を行う場合において、軽微な改廃を除き、まちづくりの主体者である住民の参加のもとで行うことを定めています。

⇒・ここでいう重要な条例とは、「まちづくり基本条例」をはじめとして、町民の役割や権利に関する条例や住民生活に大きく影響する条例、罰則を規定する条例や審議会等の検討を経て制定される条例などを想定しています。

その他の条例については、議会の議決事項であることから議会の権能に委ねることとします。

・重要な条例制定や改廃の過程において、第 7 条の規定に基づき情報の公開を行い、情報共有に努めます。

・住民に意見を求める機会については、広報紙、きたひろネット、ホームページ、区長文書、懇談会など様々な方法を活用して、わかりやすく情報を公開し、意見公募（パブリックコメント）などにより意見を求めます。

・提出された意見の扱いについては、ホームページなどで公表します。

第 3 節 住民投票

(住民投票の原則)

第 19 条 町長は、町政に関わる重要事項について、直接住民の意思を確認するため、町議会の議決を経て、住民投票の制度を設けることができる。

2 住民投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。

【解説】

○住民投票は、日本国憲法の規定に基づく住民投票、地方自治法の規定に基づく地方議会

の解散あるいは首長・議員の解職請求に関する住民投票、そして地方自治体が定める条例に基づく住民投票に大別されます。

ここで規定する住民投票は町自らが住民の意思を問うために制定する条例をいいます。

○町にとって住民投票は住民意思確認のための最終手段として位置付けます。まちづくりは、情報共有と住民参加の実践が大切であり、住民投票に至らなくても解決できるケースがあります。従って、本条文も「設ける」ではなく「設けることができる」としており、住民投票制度を恒常的に設けるものではありません。

○住民投票制度においては、住民の権利として明確に位置付けることが重要で、個別事案が発生した時点で投票条例を制定します。

投票資格者は、常に法律で認められる参政権者のみとは限りません。

第4章 住民自治のしくみ

第1節 住民自治

(住民自治の定義)

第20条 住民自治とは、住民自らが地域の発展のために意思決定に参加し、自ら考え行動することをいう。

【解説】

○住民自治とは、自治会組織などの地縁団体のみを指すものではなく、ボランティアなどの目的団体から企業などの営利団体まで広く含めます。さらに、住民相互の日常のコミュニケーションも一つの住民自治として広く捉え、様々な形態での「つながり」が持つ多様なコミュニケーションの重要性や可能性を表現しています。

(住民自治に関する住民の役割)

第21条 住民は、住民自治の重要性を自覚し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。

【解説】

○住民自治についての住民の努力義務を定めています。住民が互いに尊重し合い、人と人とのかかわりを持って、住民自治活動に参加し、まちづくりを進めることが求められます。ただし、参加への強制がなされることなく、機会均等の参加を保障されることが重要です。

(住民自治に関する町の役割)

第22条 町は、住民が自主的・主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。

2 町は、住民自治活動に対して、必要に応じてこれを支援しなければならない。

【解説】

- 住民自治活動は、あくまでも住民の自主性、主体性が尊重されるべきです。
- まちづくりの重要な要素となる住民自治活動には、町による一方的な関与はあり得ないこと、その住民自治活動は、町からの支援が前提としてあるわけではなく、住民自身による活動が中心となるべきことを定めています。
- ここでいう支援とは、補助金や助成金といった財政的な支援だけでなく、まちづくりの専門スタッフである町職員の持ち得る能力（専門的知識や情報等）を積極的に提供することや、住民自治間の連携を助けることなども支援として重要なことと捉えています。

第2節 地域自治組織

(地域自治組織の定義・要件)

第23条 地域自治組織とは、地域において、主体的な活動を行いながら、身近な課題を解決できるよう、そこに住む地域住民により設置された組織で、各号に掲げる要件を満たすものである。

- (1) 組織が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者などで構成されること。
- (2) 組織設置の目的が、地域住民と地域社会への貢献を目指すものであること。
- (3) 目的・名称・事務所の所在地・代表者などを明記した規約を定めていること。

【解説】

- 本条では、住民等で構成される組織についての定義・要件を定め、地域自治組織として位置付けています。
- 本町には住民等で構成される様々な組織が存在します。特に地域協議会については、地域住民と行政との協働によるまちづくりの推進を図ることを目的に町の要綱により設置された地域自治組織であり、本条においてその位置づけを明確化しました。

(地域自治組織の役割)

第24条 地域自治組織は、適正な組織運営を行うとともに、自らの責任をもって組織活動を行うよう努めなければならない。

- 2 地域自治組織は、人材その他の社会資源を活用し、協働の推進に努めなければならない。
- 3 地域自治組織は、自らの地域において行われる住民に身近な町の施策などについて、組織の決定を経て、町長に提案することができる。町長は、地域自治組織の提案を尊重しなければならない。

【解説】

- 地域自治組織は、地域住民と地域社会への貢献を目的として、住民等で構成される組織であり、自らの責任をもって活動をしなければなりません。すなわち、過度な町依存にならないことや町に責任を押しつけることがないように努めなければなりません。
- 地域の活性化には、人づくりが重要であることを認識し、人材の育成に努めなければなりません。
- 住民に身近な町の施策などについて、地域自治組織は町長に提案することができることを定めていますが、その他の団体の提案を制限するものではありません。

第5章 町議会の役割と責務

(町議会の役割)

第25条 町議会は、法令の定めにより、有権者より選出された議員によって構成される北広島町の意味決定機関である。

2 町議会は、町の執行機関の重要な政策について議決する権限と町政運営を監視する機能を持つ。

3 町議会は、法令の定めにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定などを議決するとともに、町の執行機関に対する検査や監査請求などの権限を持つ。

【解説】

○町議会は、町の執行機関と同様に民意の代表機関として独立性を有しており、重要な事項について、その意思を決定する役割を担っています。地方創生の進展に伴い、自治体の責任の範囲、条例制定権の範囲や自主課税権の行使の余地が拡大することを考慮すると、意思決定機関としての地方議会と首長の責任は格段に重くなります。これらを総合的に考慮し、町議회를意思決定機関として位置付けています。

ただし、ここでいう意思決定とは、最終的かつ無限定な意思決定を意味しているわけではありません。

○町議会の役割は、地方自治法第96条により条例を制定する権限、北広島町の方向性を意思決定する権限、町政運営をチェックする権限があるとする考えに基づき定めています。地方議会の持つ権能を最大限に評価し、町議会の権限として明示しました。

(町議会の責務)

第26条 町議会は、町政の審議・議決機関であることの責任を常に認識し、長期的展望をもって意思決定に臨まなければならない。

2 町議会は、北広島町議会基本条例（平成27年北広島町条例第26号）に基づき、活動しなければならない。

【解説】

○町議会は将来のまちづくりのあり方を示し、住民の代表機関として責任をもって活動しなければならないなりません。また、本町の発展と住民生活の安心・安全を図り、安定した住民自治のまちづくりを進めなければならないなりません。つまり、町議会は重要な責務として、将来展望と総合的な視野を持った判断、活動をしなければならないなりません。

○北広島町議会基本条例では、議会・議員の活動原則や町民と議会の関係、町長と議会・議員の関係、委員会の活動、議会・議会事務局の体制整備、議員の政治倫理、身分・待遇等を定めています。町議会は、自らが定めた条例に基づき活動しなければならないことを本条で定めています。

第6章 町の執行機関の役割と責務

第1節 町の執行機関の責務

(町の執行機関の役割)

第27条 町の執行機関は、法令の定めにより、条例、予算、町議会の議決に基づく事務や法令などに基づく事務を、自らの判断と責任において、適正に管理し、執行する機関である。

2 町の執行機関は、事務の執行にあたっては住民との協働に努めなければならない。

3 町の執行機関は、住民の行うまちづくり活動を促進するため、人材育成を図るとともに、必要に応じて支援するよう努めなければならない。

【解説】

○町の執行機関が行う業務には、法令、条例、予算、町議会の議決に基づく、様々な分野の業務がありますが、住民の参加機会の確保など、住民との協働を基本に据え、事務の執行に努めることを定めています。

○住民が行うまちづくり活動が、自立的で持続可能な活動となるよう、活動を行う人材を育成するとともに、町の執行機関の持ち得る情報の提供、財政的な支援などに努めることを定めています。

(町長の責務)

第28条 町長は、住民の負託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の運営にあたり、まちづくりの推進に努めなければならない。

【解説】

○自治体の代表者として選挙で選ばれた町長は、憲法第92条の自治の本旨（住民自治、団体自治）に則り、公正に職務を遂行するよう定めています。

○誰が町長に就任しても、この条例の理念が継続するよう定めています。

(町の執行機関の責務)

第29条 町の執行機関は、町の事務の企画立案、実施や評価において、内容、効果を住民に明らかにし、分かりやすく説明しなければならない。

2 町の執行機関は、その権限と責任において、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的に職務を執行しなければならない。

【解説】

○町は住民から負託を受けて仕事をしていることから、住民に仕事の内容を説明する責任があることを定めています。また、町の事務を自らの判断と責任において、適正に管理

し執行する義務を負うことを執行機関全体の責務として定めています。

- ⇒・町の事務は幅広く本条が規定する事務の範囲を限定することはできませんが、特に「第15条、第16条及び第18条に規定する重要な計画策定や条例制定」、「第6章第3節、第4節に規定する予算、財産及び評価」について、その内容や効果の説明に努めます。
- ・これらの町政情報について、第2章の情報共有に規定する考え方及び取り扱いに基づき分かりやすく説明します。

(町職員の責務)

第30条 町職員は、住民の負託に基づくことを自覚し、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける協働と創意工夫が常に図られるよう努めなければならない。

2 町職員は、住民本位の立場に立ち、全力を挙げて職務遂行に努めなければならない。

【解説】

- 町職員の果たす役割は非常に大きく、期待される職員像を明らかにしました。
 - まちづくりの専門スタッフとは、特定の分野に特化した町職員という意味ではなく、住民からみて、まちづくりそのものを恒常的な仕事としている、すべての町職員と考えます。
 - 町職員は同時に住民でもあり、住民相互の連携を図り、住民主体のまちづくりを進めることが使命です。住民本位の立場に立って職務遂行に努めることは当然ですが、常にそれを意識することが必要であることから、条文を「全力を挙げて職務遂行」としています。
- ⇒・町職員は職務としてまちづくりに全力を挙げて取り組むとともに、住民の立場としても積極的にまちづくり活動に参画します。

(危機管理体制の確立)

第31条 町の執行機関は、住民の身体、生命及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 町の執行機関は、住民、事業者、関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。

【解説】

- 危機管理体制の確立をまちづくりの基本として定めました。条文中「総合的」とは、町の組織全体として対応することを意味します。「機能的」とは、迅速かつ効率的な活動を意味します。
- 住民、事業者、関係機関と相互に助け合って、危機を克服しなければなりません。緊急

時に備えるため、普段から相互連携を深める必要があります。

⇒・「災害対策基本法」及び「北広島町地域防災計画」等の関係法令及び計画に基づき、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する体制の確立に努めます。

第2節 町の執行機関の事務の遂行

(組織・体制)

第32条 町の執行機関は、まちづくりや住民の様々な要望に柔軟で迅速に対応できるように、住民に分かりやすい組織・体制の整備に努めなければならない。

【解説】

- 地方自治法第138条の3の規定「執行機関の組織の原則」に規定される、系統的な構成で一体的に行政機能が発揮できる組織の確立を定めたものです。特に「柔軟で迅速に対応」という視点が重要です。
- 「住民に分かりやすい」ということの意味は、組織の名称を分かり易いものにするということではなく、どのような組織体制が住民にとって有益で、機能的に素早い対応が取れるかということを念頭に置いた、組織・体制整備をすることをいいます。

(法務体制)

第33条 町の執行機関は、自主的で質の高い政策を遂行するため、法務に関する体制を充実し、条例、規則などの整備を積極的に行わなければならない。

【解説】

- 社会情勢や住民ニーズに応じた政策の推進を図るため、自治体自ら法律等を解釈し、積極的に条例や規則などを制定・改廃できる体制を整備することを定めています。

(人材育成等)

第34条 町の執行機関は、多様化する住民の行政需要に対応できる知識や能力を持った町職員の人材の確保と育成を図らなければならない。

- 2 町の執行機関は、町職員が自己の能力を向上させることができるよう研修を充実させ、能力向上のための様々な機会の保障に努めなければならない。
- 3 町職員は、地域の政策課題に適切に対応していくため、あらゆる情報を収集し、政策形成能力の向上に努めなければならない。

【解説】

- 町職員一人一人は、多様化する住民ニーズに柔軟かつ迅速、効率的に対応し、住民サービスの向上に向けて努力する必要があります。このため、町の執行機関は町職員の能力向上を図るための人材育成を行わなければならないことを定めています。

⇒・町職員の人材育成については、「北広島町人材育成基本方針」の規定に基づき各種研修の機会を設け、人材の育成に努めます。

この基本方針がめざすべき職員像として

- 住民の視点で誠実・正確・迅速な行政運営ができる職員
- 地域に根差し、地域とともに考え、地域から信頼される職員
- 予算や経費、事業の実効性などを意識しながら行動できる職員
- 常に能力向上を心がけ、専門性が高く柔軟な対応ができる職員
- 公務員として、よりよいまちづくりの当事者としての自覚を持ち、失敗を恐れず、他者と連携しながら積極的な発案・行動ができる職員を掲げています。

(要望等への対応)

第 35 条 町の執行機関は、住民から苦情、要望、提言及び意見などがあつたときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に答えるよう努めなければならない。

【解説】

- 町の執行機関が応答するものとして、苦情、要望、提言及び意見などを挙げていますが、加えて住民相互の声に総合的に応答する姿勢も重要です。
- 苦情は、住民主体の用語ではなく、この言葉を使い続けることは本来望ましくありませんが、「法律上の不利益処分には至らないが、本人が不利益を受けたと認識し、こうしたことを申し出る。」ということを表す適切な用語がないため、苦情として整理しています。なお、不利益処分とは、行政手続法第 2 条第 4 号における行政の処分をいいます。

第 3 節 財務

(財政運営の基本方針)

第 36 条 町長は、予算の編成と執行にあたっては、総合計画を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。

2 町長は、中長期的な展望に立った健全な財政運営を行わなければならない。

【解説】

- 総合計画を踏まえた中長期的な視点での予算編成、予算執行が必要です。また一方では、社会情勢に即応した即効性のある予算編成、予算執行も必要であり、双方を考慮しながら事業の必要性、有効性及び費用対効果などを勘案し、健全で効率的な財政運営を行っていかねばならないと定めています。

(財政基盤の強化)

第 37 条 町は、自立した財政基盤の強化に努めなければならない。

【解説】

- 安定した行政サービスを提供していくために、行財政改革の推進や自主財源の確保など、持続可能な財政基盤を確立する努力をしなければなりません。

(予算編成、予算執行)

第 38 条 町長は、予算の編成にあたっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、住民が予算の内容を正確に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならない。

【解説】

- 住民との協働を進めていくうえで、予算の状況を住民が認識することが重要です。
町長は、予算編成、予算執行について、公正の確保と透明性の向上を図るため、予算に関する情報をあらゆる広報媒体を通じて、住民に分かりやすく情報提供します。
⇒・広報紙、きたひろネット、ホームページ、区長文書、懇談会など様々な方法を活用して、予算の内容についてわかりやすく情報を提供します。

(財産管理)

第 39 条 町は、北広島町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図らなければならない。

【解説】

- 自治体の財産（土地、建物、基金等）を適正に管理し、効率的な運用を図ることを定めています。
⇒・財産の保有状況は決算時において「財産に関する調書」により公表します。
・公共施設等の管理及び運用については、「北広島町公共施設等総合管理計画」等に基づいて適正かつ効率的な取り扱いに努めます。
・基金の管理及び運用については、各基金に関する条例等に基づき、適正に取り扱います。

(財政状況の公表)

第 40 条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付けて分かりやすく公表しなければならない。

【解説】

- 財政状況の公表は、地方自治法第 243 条の 3 第 1 項及び北広島町財政状況の作成及び公表に関する条例の規定により義務付けられていますが、住民に町の財政状況について関心を持ってもらうためには、分かりやすい情報の提供が必要です。

そのため、あらゆる広報媒体を通じて、分かりやすい情報をお知らせすることで公正の確保と透明性の向上を図ることを定めています。

⇒・広報紙、きたひろネット、ホームページ、区長文書、懇談会など様々な方法を活用して、財政状況についてわかりやすく情報を提供します。

第4節 評価

(評価)

第41条 町は、総合計画などの重要な計画、予算、決算、事務内容などについて評価を実施しなければならない。

2 町は、前項の評価の結果をわかりやすく住民に公表し、政策や事務執行に反映しなければならない。

【解説】

○町は、町政運営全般に関して評価し、その結果をわかりやすく住民に公表します。

特に総合計画などに基づく事業を実施した結果、どのような成果があったかを評価し、結果を公表するとともに施策に反映させていく行政評価制度について定めています。

⇒・長期総合計画や総合戦略などの総合計画については「まちづくり総合委員会」において年次的に評価を行うとともに、各事務事業においても事業評価の制度を確立し、評価を行います。

・評価結果については、広報紙、きたひろネット、ホームページ、区長文書、懇談会など様々な方法を活用して、わかりやすく公表します。

第7章 自治体連携等

(多様な主体の交流)

第42条 町は、住民相互の交流や地域間の交流・連携を積極的に進めなければならない。

【解説】

○町は、住民が行うまちづくりの取り組みが、町内に広く浸透し情報の共有ができるよう、交流・連携を進めることを定めています。

(近隣自治体との広域連携)

第43条 町は、広域的取組を必要とする施策については、近隣の自治体との情報の共有を一層高め、相互の理解のもと、連携して推進しなければならない。

【解説】

○近隣自治体間での情報共有を図り、さまざまな分野（医療、福祉、教育、衛生、消防、農業、環境、観光など）で総合的視点に立った連携を進めることを定めています。

新たな自治の仕組み（広域連合などの活用）の検討、実践も視野に入ります。

⇒・*広島広域都市圏などの近隣自治体との連携により、情報共有や広域的な課題に対応することで、効率性を図るとともに、より高い行財政能力や高度な住民サービスにより、魅力的なまちづくりの実現に努めます。*

(地域間交流)

第44条 町は、住民自治と住民参加に支えられた交流活動を積極的に進め、地域間の連携を深め、北広島町の発展を図らなければならない。

【解説】

○地域間交流を進めることで、より効率的かつ効果的に本町の発展を図ることを定めています。

第8章 条例の見直し

(条例の見直し)

第45条 この条例は、住民の参加のもと、必要に応じて見直しを行うものとする。

【解説】

○本条例を時代にあったよりふさわしいものとしていくため、条例の見直しについて定めています。住民意見や将来的な社会経済情勢が変化した場合に、まちづくりのあり方もそれに対応していく必要があります。